

苫小牧市ゼロカーボン推進事業（再エネ設備導入補助） 交付要領

1 事業の目的

市内企業のゼロカーボンに係る取組支援及び再生可能エネルギーの普及促進を行うため、CO₂排出量削減に資する設備を導入する事業者に対して予算の範囲内で補助金を交付します。

2 補助対象者

- ・苫小牧市ゼロカーボン推進事業補助金交付要綱第5条に規定する要件を満たすものとします。
- ・市内に事務所又は事業所を有する中小企業が対象となります。
- ・官公庁等から25%を超える出資を受けている企業・団体は対象外となります

3 補助条件

本事業は、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用しており、交付要件（別表1）を満たしていることが条件となります。（下記抜粋）

- ・CO₂の排出削減に効果のあるものであること。
- ・商用化され、導入実績のある設備であり、中古設備でないこと。
- ・J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- ・補助金交付申請は事業に着手する日の前日までに行うこと。
※設備の納品又は工事の開始をもって着手とみなします
- ・補助対象経費は事業の用にのみに供する設備であること。
- ・令和6年3月31日までに事業が完了すること。
※事業完了とは、「設置工事」及び「支払い又は領収書受領」の完了を指す

4 補助対象設備

補助対象となる設備は、表1に掲げる設備となります。

（表1 補助対象設備）

(1)	太陽光発電設備（自家消費型）
(2)	蓄電池

【交付要件】

(1) 太陽光発電設備

- ・FIT又はFIP制度の認定を取得しないこと。

- ・自己託送を行わないものであること。
- ・再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」に定める遵守事項に準拠した事業であること。
- ・10キロワット以上の太陽光発電設備の場合、廃棄等費用について必要な経費を算定し、積立等を実施するよう努めること。
- ・10キロワット以上の太陽光発電設備の場合、火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に参加するよう努めること。
- ・導入する設備で発電して自家消費する電力量を50%以上とすること。
- ・出力は50キロワット未満のものであること。

(2) 蓄電池

- ・(1)の太陽光発電設備の付帯設備として同時に設置するものであること。
- ・太陽光発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。
- ・停電時にのみ利用する非常用予備電源でないこと。
- ・「6.補助金額」に定める価格以下の蓄電システムであること。

5 補助対象経費

補助対象経費は、表2に掲げる経費となります。ただし次の条件を満たすこと。

- ・国・道からの補助金がある場合は、補助対象経費から控除すること。
- ・消費税及び地方消費税は補助対象経費に含めないこと。
- ・補助事業の実施については、要綱第6条第2項のとおり、特定の事業者でなければ実施できない場合等を除き、市内に事業所を有する事業者を活用すること。
- ・2社以上の事業者の見積書を添付すること。

(表2 補助対象経費)

工事費	補助事業の実施に必要な設備・機械の設置工事等に要する経費
設備費	補助事業の実施に必要な設備・機械の購入等に要する経費
業務費	補助事業の実施に必要な設備・機器に係る調査・設計等に要する経費
事務費	補助事業の実施に必要な事務に要する経費

※経費の細分、内容については、重点対策加速化事業対象経費一覧（別表2）を確認してください

なお、補助事業を行うにあたり、他事業と区分して経理管理を行ってください。補助対象経費は補助事業の対象経費として明確に区分して整理され、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。

6 補助金額

(1) 太陽光発電設備

最大出力値に1キロワット当たり7.5万円を乗じた額

※最大出力値はキロワット表示の小数点以下2桁未満を切り捨てた数値

(2) 蓄電池

蓄電池の価格（円/kWh）の2分の1以内

※ただし、下記価格の2分の1を上限とする

※家庭用（4,800Ah・セル未満）：15.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）

業務用（4,800Ah・セル以上）：19万円/kWh（工事費込み・税抜き）

7 交付申請

(1) 申請期間

受付開始 令和5年4月28日（金）～

(2) 申請方法

申請書類は、下記宛先に申請事業者が直接持参してください。郵送は不可とします。申請書は、苫小牧市ゼロカーボン推進事業補助金交付要綱にて規定される様式を使用してください。

<申請書受付・問い合わせ窓口>

苫小牧市役所 7階 産業経済部 企業政策室 港湾・企業振興課

〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号 電話 0144-32-6438

各様式は苫小牧市公式ホームページ（港湾・企業振興課）に掲載されています。

URL：<https://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/kigyoritchi/oshirase/r5support.html>

- ・申請書類は返却しませんので、必ず写しを保管してください。
- ・同一法人・事業者での申請は、1申請に限ります。ただし、苫小牧市立地企業サポート事業の他事業との併用は可能です。

(3) 申請書類

- ①補助金交付申請書（様式第1号）
- ②事業実施計画書（様式第1号 別紙2）
- ③補助対象経費予算内訳書（様式第1号 別紙3）
- ④必要経費の見積書
- ⑤法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ⑥市税納付状況調査同意書
- ⑦重要事項説明書
- ⑧導入する設備の仕様が分かる書類

※メーカーや能力が分かる製品カタログ、製品を紹介しているホームページ等

⑨設備設置予定場所の現況写真

※事業所の外観写真も含めて提出してください

⑩設備設置予定場所の配置図

※事業所全体の配置図により設置場所を示してください

⑪電力会社との契約書

※余剰電力を電力会社に売電する場合は、契約書の写しを提出してください

⑫付帯設備であることの証明書類（蓄電池）

※太陽光発電設備と接続していることがわかる結線図など

⑬発電する電力の消費量計画書

※年間の発電見込量、自家消費見込量、売電見込量等を記載した積算資料を提出してください（任意の積算資料で可）

⑭その他市長が必要と認める書類

※上記提出資料で事業内容が確認できない場合に、追加で書類等を提出いただく場合があります

(4) 採択方法

申請書について、事業の要件を満たすか、目的に沿っているか等を確認し、申請書の提出時及び実地検査にてヒアリングを行います。

採択は、先着順に交付決定し、予算がなくなり次第、募集を締め切ります。

(5) 結果の通知

①申請者に対して、結果を文書にて通知します。

②採択となった場合には、企業名、代表者名、住所、業種、資本金、従業員数、事業計画名、事業概要等をホームページで公表することがあります。

8 変更・中止

(1) 提出期間

補助金交付決定後、決定内容に変更等が生じた場合は、速やかに必要書類を提出し市長の承認を受けることが必要です。

(2) 提出方法

報告書類は、申請時同様（上記宛先）に申請事業者が直接持参し提出してください。郵送は不可とします。報告書は、苫小牧市ゼロカーボン推進事業補助金交付要綱にて規定される様式を使用してください。

(3) 提出書類

①事業変更申請書（第2号様式）or 事業中止承認申請書（第3号様式）

②変更後の事業計画書

③変更後の見積書

※計画の変更により補助金交付決定額を増額することはできません

※事業の目的の変更を伴わない10%以内の費用の減少の場合の申請は不要です

9 実績報告

(1) 報告期間

補助事業が完了次第、速やかに必要書類を提出してください。

(2) 報告方法

報告書類は、申請時同様（上記宛先）に申請事業者が直接持参し提出してください。郵送は不可とします。報告書は、苫小牧市ゼロカーボン推進事業補助金交付要綱にて規定される様式を使用してください。

・報告書類は返却しませんので、必ずコピーをして保管してください。

(3) 報告書類

①補助金完了報告書（様式第4号）

②事業結果報告書（様式第4号 別紙2）

③補助対象経費決算内訳書（様式第4号 別紙3）

④事業に係る経費の領収書の写し

※銀行振込の証明書類も可

⑤事業内容や実施状況を確認できる記録写真等の資料

※導入後設備の写真、導入場所等

(4) 完了検査

報告書類を確認後、完了検査を実施し導入設備について確認を行います。

(5) 補助金の確定・交付

①申請者に対して、内容を審査のうえ、文書にて通知します。

②審査の結果、補助対象外経費を含むことが判明した場合は、補助対象の範囲内で額を確定します。

(6) その他

対象と認められた経費について上限額まで補助します。ただし、予算の都合等により申請額が満額交付されない場合があります。

10 その他・留意事項

(1) 本補助金は、国の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）を活用するものであり、申請にあたっては、各要件について熟読のうえ事業を行ってください。

(2) 電気事業法の改正（令和4年6月）により、10キロワット以上50キロワット未満の太陽光発電設備を設置する事業者は経済産業大臣に所定の届出を行うこととなっておりますので、必要な手続きを行い、市に報告してください。

※詳細は以下のURLを参照してください。

https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/oshirase/2022/10/20221003.html

(3) 事業実施にあたって不明な点が生じた場合は、港湾・企業振興課へご相談ください。

Q & A（令和5年4月28日更新）

Q 1 蓄電池を単体で導入しても補助の対象になるか

対象外です。単体での導入は補助対象になりません。太陽光発電設備の付帯設備として同時に設置する場合にのみ対象となります。

Q 2 全量売電は対象となるか

対象外です。本事業により導入する設備で発電し、発電量の50%以上を自家消費することが条件となります。

Q 3 自家消費率はどのように提示すればよいか

本事業により導入する設備で発電する年間発電量を算出し、そのうち50%以上を消費する（見込み）ことを証明できる資料等を添付してください。（電力消費の計画書等）設置後の検査・報告において要件を満たしていることを確認します。

Q 4 リースは対象となるか

対象となります。

リース契約の場合、リース事業者に対して補助金が交付されたうえで、補助金額相当分がリース料金から控除される必要があります。

また、リース料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を添付してください。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保してください。

Q 5 PPA は対象となるか

対象となります。

PPA の場合、PPA 事業者に対して補助金が交付されたうえで、補助金額相当分がサービス料金から控除される必要があります。

サービス料金から補助金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を

証明できる書類を添付してください。

Q 6 法定耐用年数とは

法定耐用年数とは機械設備や建物などの固定資産の使用できる期間として、法的に定められた年数のことです。

減価償却資産の種類ごとに「法定耐用年数」が定められており、本事業の対象設備は以下のとおりです。

- ・ 太陽光発電設備 17年

※『減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号）』の中の、別表第二 機械及び装置の耐用年数表 31番 電気業用設備 その他の設備 主として金属製のもの（17年）

- ・ 蓄電池 6年

※『減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和四十年三月三十一日大蔵省令第十五号）』の中の、別表第一 建物附属設備 電気設備 蓄電池電源設備（6年）

Q 7 既に太陽光発電設備を設置しており、設備の入替や増設でも対象となるか

設備の更新や増設は対象となりません。本補助金は、再生可能エネルギーの普及拡大を目的としており、新たに導入する場合のみを対象としています。

Q 8 知人から有償で譲り受けたものや、中古品は対象となるか

対象外です。

整備する設備は、商用化され、導入実績のある新品のものに限ります。

Q 9 店舗兼住宅に対象設備を設置する場合は、補助対象になるか

店舗・事務所等との併用住宅に設置する場合も、店舗・事務所等にて自家消費する場合は、対象となります。

Q 10 太陽光モジュールの公称最大出力の合計値、パワーコンディショナーの定格出力合計値に小数点以下がある場合はどのように記載したら良いか

小数点以下2桁未満を切り捨てた数値としてください。

Q 1 1 本事業で導入する発電設備による発電電力を自己託送することはできるか

一般電気事業者が維持、運用する送配電ネットワークを介して自己託送する場合は、本補助金の対象外となります。

Q 1 2 太陽光発電設備の補助金算出方法について

太陽光発電設備の補助率 7.5 万円/kw

→ 15 kw の太陽光発電設備の場合 112.5 万円の補助金額となります。

Q 1 3 太陽光発電設備の最大出力値の考え方について

最大出力とは、太陽光パネルの合計出力とパワーコンディショナーの定格出力のいずれか小さい方の値となります。

Q 1 4 事業が年度内に終わらなかった場合はどうなるか

年度内に完了する事業が対象となります、年度内に完了しなかった場合は交付取り消しとなりますのでご注意ください。

Q 1 5 補助金の返還が求められることはあるか

補助事業により取得し、又は効果の増加した財産について、補助金の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、担保、又は廃棄しようとするときは、処分の制限や補助金の返還等が生じる場合があります。

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 交付対象事業となる事業
(重点対策加速化事業)

2 重点対策加速化事業

(1) 事業の要件

- ア エネルギー起源二酸化炭素の排出の削減に効果があるものであること。
- イ 各種法令等に遵守した設備であること。
- ウ 整備する設備は、商用化され、導入実績があるものであること。また、中古設備は、原則、交付対象外とする。
- エ 事業全体の費用効率性（交付限度額を法定耐用年数の累計 CO2 削減量で除した値）が 25 万円/t-CO2 を超える部分については、個別の交付対象事業の交付率等によらず交付対象事業費から除外する。
- オ 法定耐用年数を経過するまでの間、交付対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果について J-クレジット制度への登録を行わないこと。
- カ (2) ア又は(2)イの2つのうちいずれか1つ以上を実施すること。(※1)
- キ (2) ア～(2)オの5つのうち2つ以上を実施すること。(※1)
- ク 都道府県・指定都市・中核市（施行時特例市を含む。）にあっては、再生可能エネルギー発電設備（以下「再エネ発電設備」という。）の導入量の合計が 1MW 以上、その他の市区町村にあっては 0.5MW 以上を導入する地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画を策定すること。(※1)
- ケ 各市区町村に対する交付限度額については、改正地球温暖化対策推進法（地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律をいう。）に基づく地域脱炭素化促進事業に係る促進区域を定めた地方公共団体実行計画（計画改定作業中の場合も含む。また既存計画の別冊として定めることも可。）の記載内容に適合した再生可能エネルギー（以下「再エネ」という。）に係る設備（付帯設備を含む。）の導入に対する交付額以外の交付額の合計の上限額を 15 億円とする。
- コ 各市区町村に対する交付限度額においてケで定めた上限額については、(2)に掲げる交付対象事業のうち、民間事業者（PPA（※2）・リース等により公共施設等に設備を導入する場合を除く。以下この号において同じ。）又は個人が事業実施主体となる交付対象事業への交付額の合計が 5 億円を超えないこと。また、各都道府県に対する交付限度額については、(2)に掲げる交付対象事業のうち、民間事業者又は個人が事業実施主体となる交付対象事業への交付額の合計が 10 億円を超えないこと。ただし、地方公共団体が、国からの交付額に対して 5 割以上上乗せ補助（協調補助）を行う事業については、これらの合計から除外することとする。

- サ 改正地球温暖化対策推進法を受けて改定された地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に即して、同法に基づく地方公共団体実行計画（事務事業編・区域施策編）を策定若しくは改定していること、又は策定若しくは改定の予定時期の目安等が示されていること。
- シ 整備する設備にかかる調査・設計等や当該設備の整備に伴う付帯設備等は必要最小限度の範囲に限り交付対象に含めることとし、その交付率等は当該設備整備の交付率等と同じとする。
- ス （2）アにおいて、地方公共団体が自家消費を目的として公共施設に導入する太陽光発電設備は本事業の対象外とする。ただし、PPA・リース等により民間事業者が地方公共団体の公共施設に導入する場合又は地方公共団体が地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画に定める交付期間内に、太陽光発電設備を設置可能な地方公共団体が保有する建築物（敷地を含む。）の50%超に導入する場合についてはこの限りではない。

- ※1 国の目標を上回る目標又は国の基準を上回る要件に対して行われる事業として、次のa～cの事業は単独実施を可とし、カ、キ及びクの要件は適用しない。
 - (ア) 政府実行計画に示された目標を上回る目標に対して行われる再エネ設備等整備事業
 - a 2030年度までに設置可能な地方公共団体が保有する建築物（敷地を含む。）の50%超に太陽光発電設備を導入する計画に基づく事業
 - b 新規導入・更新する公用車全てを電気自動車、燃料電池自動車又はプラグインハイブリッド自動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに電気自動車、燃料電池自動車又はプラグインハイブリッド自動車とする計画に基づく事業
 - (イ) 国の基準を上回る要件を満たす再エネ設備等整備事業
 - c 国のZEH基準を上回る基準（外皮性能の向上）を満たす性能の住宅への交付事業
- ※2 エネルギーサービスプロバイダ等が設置した再エネ発電設備で発電した電気を、需要家が電気と環境価値が紐付いた状態で調達し消費する契約形態。

(2) 交付対象事業の内容

ア 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電

(ア) 太陽光発電設備（自家消費型）

事業実施 主体	地方公共団体 民間事業者（PPA・リース等を含む。以下同じ。）・個人（ともに地方公共 団体からの間接交付に限る。以下同じ）
交付率等	1 / 2（地方公共団体設置。PPA・リース等により公共施設等に導入され る場合を含む。） 5 万円/kW（民間事業者設置。PPA・リース等により公共施設等及び個人の 施設等に導入される場合を除く。） 7 万円/kW（個人設置。PPA・リース等により個人の施設等に導入される場 合を含む。）
交付要件	<p>a 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力 量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。</p> <p>b 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法 （平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固 定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又は FIP (Feed in Premium) 制度の認定を取得しないこと。</p> <p>c 電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに定める接続供給（自己託送）を行 わないものであること。</p> <p>d 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」 （資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施するこ と（ただし、専ら FIT の認定を受けた者に対するものを除く。）。特 に、次の (a) ～ (1) をすべて遵守していることを確認すること。</p> <p>(a) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとと もに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。</p> <p>(b) 関係法令及び条例の規定に従い、土地開発等の設計・施工を行う こと。</p> <p>(c) 防災、環境保全、景観保全を考慮し交付対象設備の設計を行うよ う努めること。</p> <p>(d) 一の場所において、設備を複数の設備に分割したものでないこ と。詳細は「再生可能エネルギー発電事業計画における再生可能エ ネルギー発電設備の設置場所について」（資源エネルギー庁省エネ エネルギー・新エネルギー部新エネルギー課再生可能エネルギー推進 室）を参照のこと。</p> <p>(e) 20kW 以上の太陽光発電設備の場合、発電設備を囲う柵塀を設置す</p>

	<p>るとともに、柵塀等の外側の見えやすい場所に標識（交付対象事業者の名称・代表者氏名・住所・連絡先電話番号、保守点検責任者の名称・氏名・住所・連絡先電話番号、運転開始年月日、本交付金により設置した旨を記載したもの）を掲示すること。</p> <p>(f) 電気事業法の規定に基づく技術基準適合義務、立入検査、報告徴収に対する資料の提出に対応するため、発電設備の設計図書や竣工試験データを含む完成図書を作成し、適切な方法で管理及び保存すること。</p> <p>(g) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。</p> <p>(h) 接続契約を締結している一般送配電事業者又は特定送配電事業者から国が定める出力制御の指針に基づいた出力制御の要請を受けたときは、適切な方法により協力すること。</p> <p>(i) 防災、環境保全、景観保全の観点から計画段階で予期しなかった問題が生じた場合、適切な対策を講じ、災害防止や自然破壊、近隣への配慮を行うよう努めること。</p> <p>(j) 交付対象設備を処分する際は、関係法令（立地する自治体の条例を含む。）の規定を遵守すること。</p> <p>(k) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、交付対象設備の解体・撤去等に係る廃棄等費用について、「廃棄等費用積立ガイドライン」（資源エネルギー庁）を参考に、必要な経費を算定し、積立等の方法により確保する計画を策定し、その計画に従い適切な経費の積立等を行い、発電事業の終了時において、適切な廃棄・リサイクルを実施すること。</p> <p>(l) 10kW以上の太陽光発電設備の場合、災害等による撤去及び処分に備えた火災保険や地震保険、第三者賠償保険等に加入するよう努めること。</p> <p>e PPAの場合、PPA事業者（需要家に対してPPAにより電気を供給する事業者。以下同じ。）に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA事業者が本事業により導入する再エネ発電設備と同一都道府県内に本社を有する企業の場合は、控除額を交付金額相当分の4/5とすることができる。）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。</p> <p>f リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料</p>
--	---

	<p>金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。</p> <p>g 次の (a) ~ (b) のいずれかを満たすこと</p> <p>(a) 需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電して消費する電力量を、当該再エネ発電設備で発電する電力量の一定の割合（業務用：50%、家庭用：30%）以上とすること。</p> <p>(b) 需要家の敷地外に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力を、自営線により当該需要家に供給して消費すること。</p>
--	--

(イ)蓄電池

事業実施 主体	<p>地方公共団体 民間事業者・個人</p>
交付率等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体設置（PPA・リース等により公共施設等に導入される場合を含む。）：蓄電池の価格（円/kWh）の 2 / 3（ただし、下記価格（※）の 2/3 を上限とする。） ・ 民間事業者設置（PPA・リース等により公共施設等及び個人の施設等に導入される場合を除く。）：蓄電池の価格（円/kWh）の 1 / 3（ただし、下記価格（※）の 1/3 を上限とする。） ・ 個人設置（PPA・リース等により個人の施設等に導入される場合を含む。）：蓄電池の価格（円/kWh）の 1 / 3（ただし、下記価格（※）の 1/3 を上限とする。） <p>※：家庭用（4,800Ah・セル未満）：15.5 万円/kWh（工事費込み・税抜き） 業務用（4,800Ah・セル以上）：19 万円/kWh（工事費込み・税抜き）</p>
交付要件	<p>a ア（ア）で導入する設備の付帯設備であること。</p> <p>b 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。</p> <p>c 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>d 交付率等の※に定める価格以下の蓄電システムであること。</p> <p>e PPA の場合、PPA 事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がサービス料金から控除されるものであること（PPA 事業者が本事業により導入する蓄電池と同一都道府県内に本社を有する企業の場合</p>

は、控除額を交付金額相当分の4/5（地方公共団体設置は9/10）とすることができる。）。サービス料金から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。

- f リース契約の場合、リース事業者に対して交付金が交付された上で、交付金額相当分がリース料金から控除されるものであること。リース料から交付金額相当分が控除されていること及び本事業により導入した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を証明できる書類を具備すること。リース期間が法定耐用年数よりも短い場合には、所有権移転ファイナンス・リース取引又は再リースにより、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保すること。

【業務用蓄電池（4,800Ah・セル以上）：gを満たすこと】

- g 各地方公共団体の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。

【家庭用蓄電池（4,800Ah・セル未満）：h～mの全てを満たすこと】

- h 蓄電池パッケージ

- (a) 蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※初期実効容量は、JEM規格で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

- i 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

- (a) 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない。（算出方法については、一般社団法人日本電機工業会「JEM1511 低圧蓄電システムの初期実効容量算出方法」を参照すること）

	<p>(b) 定格出力 定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MW のいずれかとする。</p> <p>(c) 出力可能時間の例示</p> <p>① 複数の運転モードをもち、各モードでの最大の連続出力 (W) と出力可能時間 (h) の積で規定される容量 (Wh) が全てのモードで同一でない場合、出力可能時間を代表的なモードで少なくとも一つ例示しなければならない。出力可能時間とは、蓄電システムを、指定した一定出力にて運転を維持できる時間とする。このときの出力の値は製造事業者指定の値でよい。</p> <p>② 購入設置者の機器選択を助ける情報として、代表的な出力における出力可能時間を例示することを認める。例示は、出力と出力可能時間を表示すること。出力の単位はW、kW、MW のいずれかとする。出力可能時間の単位は分とし、出力可能時間が10分未満の場合は、1分刻みで表示すること。出力可能時間が10分以上の場合は、5分刻みの切り捨てとする。また、運転モード等により出力可能時間が異なる場合は、運転モード等を明確にすること。ただし、蓄電システムの運転に当たって、補器類の作動に外部からの電力が必要な蓄電システムについては、その電力の合計も併せて記載すること。単位はW、kW、MW のいずれかとする。</p> <p>(d) 保有期間 法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。</p> <p>(e) 廃棄方法 使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。 【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」</p> <p>(f) アフターサービス 国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。</p> <p>j 蓄電池部安全基準</p> <p>(a) リチウムイオン蓄電池部の場合、蓄電池部が「JIS C8715-2」に準拠したものであること。 ※平成28年3月末までに、平成26年度(補正)定置用リチウムイ</p>
--	--

	<p>オン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011（一般社団法人電池工業会発行）とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。</p> <p>(b) リチウムイオン蓄電池部以外の場合、蓄電池部が平成 26 年 4 月 14 日消防庁告示第 10 号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。</p> <p>k 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）</p> <p>(a) 蓄電システム部が「JIS C4412-1」又は「JIS C4412-2」に準拠したものであること。</p> <p>※「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。</p> <p>※平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システム的一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C4412-1」又は「JIS C4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。</p> <p>l 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）</p> <p>(a) 蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。</p> <p>※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。</p> <p>m 保証期間</p> <p>(a) メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。</p> <p>※蓄電システムの製造を製造事業者へ委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。</p> <p>※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。</p> <p>※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。</p> <p>※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。</p> <p>※JEM 規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が 1.0kWh 未満の蓄電システムは対象外とする。</p>
--	---

(交付対象事業費：設備整備事業)

区分	費目	細分	内容
工事費	本工事費 (直接工事費)	材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価(建設物価調査会編)、積算資料(経済調査会編)等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を参考として、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して適切な単価とする。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ①特許権使用料(契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用)、 ②水道、光熱、電力料(事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料)、 ③機械経費(事業を行うために必要な機械の使用に要する経費(材料費、労務費を除く。)) ④負担金(事業を行うために必要な経費を契約、協定等に基づき負担する経費)
	(間接工事費)	共通仮設費	事業を行うために直接必要な現場経費であって、次の費用をいう。 ①事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ②準備、後片付け整地等に要する費用、 ③機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④技術管理に要する費用、 ⑤交通の管理、安全施設に要する費用
			現場管理費

			の事業を参考に決定する。
		一般管理費	事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。
	付帯工事費		本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。
	機械器具費		事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。
	測量及試験費		事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合において、これに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合においては請負費又は委託料の費用をいう。
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する経費をいう。
業務費	業務費		<p>事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、地方公共団体が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合において、これに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p> <p>PPA 契約やリース契約等により実施される場合、事業を行うために直接必要な需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料を含むものとする。</p>

事務費	事務費		<p>事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいう。地方公共団体が交付金事業の執行にあたって直接必要となる事務費については別表4による。</p>
-----	-----	--	---